

水資源保全全国自治体連絡会 設立趣旨

近年、世界各地で水不足、水質汚濁、地下水の枯渇等の水問題が深刻化しています。このことを背景に外国資本等による水資源を狙ったとも考えられる森林買収の動きが全国的な問題となっています。土地を有していれば無制限に地下水及び湧水（以下「地下水」といいます。）を取水することが可能となり、生活用水、農業用水等の生活基盤を脅かされる恐れがあることから、日本の森林資源や水資源を保全し、適切に管理するため、重要水源林の売買ルールなどの制度整備が求められています。

水問題への社会的関心が高まる中、危機感をもつ自治体では、独自に「水源地域保全条例」（都道府県レベル）や「地下水保全条例」（市町村レベル）を制定しています。国においても、健全な水循環の維持・回復のための政策を包括的に推進すること等を目的に、本年3月に「水循環基本法」を成立させ、地下水を含む水が「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」と法的に位置付けられました。

また、昨年10月には、地下水に係る問題意識を全国に喚起するため、地下水の保全に取り組む33の自治体等が一同に会し、「水資源保全サミット」が開催されました。その中で、地域を越えて循環する地下水の保全と活用の取組みは、その地域だけで完結するものではないため、地域と地域を結び、網の目のように全国へ広げていくことが宣言されました。そして、この宣言に賛同する全国の自治体等による水資源に関する情報ネットワークを構築するため、「水資源保全全国自治体連絡会」を設立するものです。

私たちは、地下水が地域共有の貴重な財産であり、次代に引き継ぐべき重要な資源であることを再認識し、自治体のネットワークによる情報の交換と共有化を進め、地域を越えた水資源の保全に取り組んでまいります。

平成26年7月24日